

相模原市地域水道ビジョン改定業務委託 仕様書

1 業務の目的

相模原市では（以下「本市」という。）では、平成29年3月（令和4年3月中間見直し）に平成29年度から令和8年度（令和8年3月に計画期間を令和9年度まで延長）を計画期間とする相模原市地域水道ビジョン（以下「水道ビジョン」という。）を、令和5年3月に水道ビジョンの別冊として、相模原市簡易水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した。これらの計画は、本市の水道施設の現状や課題、本市を取り巻く社会情勢や経済事情等を把握・分析し、今後必要となる水道施設の更新等の見通しや人口減少等による水道料金収入の減少等を見通し、将来にわたって安定的に事業を運営していくための中長期的な基本計画である。

本業務は、既存の関連計画等との整合を考慮した上で、必要な現状把握、分析及び将来予測等を行い、限られた財源の中で健全な経営を持続するための条件等を再整理し、その実現のための方策を示すものとして、これらの計画の見直しを実施することを目的とする。

また、誰もが見やすく、分かりやすい水道事業の時期方針を策定するため、水道ビジョン及び経営戦略の内容を一本化し、両計画の整合性を図る。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 相模原市地域水道ビジョンの計画期間

令和10年度から令和19年度までの10年間

4 業務の対象

対象区域 相模原市簡易水道事業給水区域及び指定した区域

5 履行体制

- (1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する業務については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、技術上の管理を行う管理技術者及び照査技術者を、技術士（総合技術監理部門（上下水道：上水道及び工業用水道）又は上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有する者の中から選任するものとする。管理技術者と照査技術者の兼任はできない。

- (3) 受託者は、管理技術者及び照査技術者とは別に、本業務の担当技術者として、技術士（上下水道部門：上水道及び工業用水道）の資格を有する者の中から、1名以上選任し配置しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の進捗を図るため、必要な技術者を配置しなければならない。

6 設計協議

業務を円滑に行うために、次の各段階で必要な事項について協議を行う。

なお、その他に必要なが生じた際も随時協議を行うものとする。

- (1) 初回打合せ（業務開始時）
業務の内容の確認（要望事項・内容、作業方針、工程、検討事項・内容等の協議確認）及び貸与資料等の確認
- (2) 中間打合せ（3回を想定しており、超える場合は別途協議）
中間報告及び作業中に発生する諸条件の処理に関する確認
- (3) 最終打合せ（業務完了時）
総括説明及び成果品納入、検収の立会い

7 業務内容

- (1) 水道事業の現状評価・課題
各種資料を収集し、簡易水道事業の沿革、施設配置、施設の運転状況、維持管理状況、経営環境、組織体制等の事業特性や地域特性を把握する。
また、これまでに行ってきた取組について、水道ビジョンで掲げた施策の進捗状況を整理するとともに、その成果や効果を分析し、今後の課題を整理する。
- (2) 将来の事業環境（水需要予測、施設更新需要）
外部環境の変化（人口減少、施設の効率性低下、水源の汚染、利水安全性低下等）及び内部環境の変化（施設の老朽化、施設更新需要、資金の確保、職員数の減少等）を整理し、想定される将来の事業環境を設定（水需要量の推計含む）する。水需要量について「国立社会保障・人口問題研究所」による推計値を参考に推計する。
- (3) 地域の水道の理想像と目標設定
本市における水道事業経営理念、政策等の基本方針を設定する。
- (4) 推進する実現方策
事業の進捗状況、現況の課題を踏まえ、現行の水道ビジョン及び経営戦略の実現方策の見直しを行うとともに、(1)～(3)を踏まえ、「安全」、「持続」、「強靱」のそれぞれについて課題解決のための基本的な取組を整理する。

なお、実現方策に含まれる既存の事業計画については、今後別個に見直しを予定していることから、見直しの方針と改定内容の整合を図ること。

(5) 投資・財政計画（経営戦略）

(1)～(4)を踏まえ、「経営戦略策定・改定マニュアル」（総務省）を準拠し、最新の実績値を用いて財政計画の見直し及び投資と財源の双方のバランスがとれた投資・財政計画（令和10年度から令和19年度までの見通し）を策定する。

なお、投資・財政計画は、以下の内容を考慮すること。

ア 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映

イ 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映

ウ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映

オ 収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化等）の検討

(6) 検討の進め方とフォローアップ

策定した計画の見直し期間や進捗管理の方法について、PDCAサイクルが有効に機能することを踏まえて検討する。

(7) 小規模水道の支援方策に関する検討

前述の小規模水道を対象とした将来的な支援方策等について検討する。

なお、検討にあたっては分散型システム等の活用を考慮すること。

(8) 簡易水道審議会に関する資料作成の支援

水道ビジョンの改訂内容について、本市簡易水道審議会に意見を諮るため、基本的な改訂方針を11月末までに取りまとめるとともに、改訂に関する説明資料等の作成を支援すること。

(9) 照査

本業務の基本条件、決定事項等について照査技術者による照査を実施すること。

(10) 相模原市地域水道ビジョン（仮）の改定版（本編・概要版）作成

相模原市地域水道ビジョン（仮）として1冊の報告書（本編・概要版）に取りまとめること。なお、公表資料とすることを考慮して、一般の需要者にとっても分かりやすくなるように取りまとめること。

8 資料の収集

必要となる資料の収集は、原則として受託者が行うものとするが、本市が保有する資料で必要なものがあるときは、受託者の依頼に基づき本市が貸与する。なお、準拠すべき資料は水道法及び関係法令等、国・県（国土交通省、総務省、神奈川県等）及び公益社団法人日本水道協会等の指針・手引き・ガイドライン等の引用元が明確であるものに限る。

9 成果品

- (1) 受託者は、成果品納品後に本市の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品一式を納品し、本市の検査員の検査の合格をもって、業務の完了とする。
- (3) 業務完了後において、成果品の不的確箇所等が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他の必要な措置を講じなければならない。
- (4) 本業務に文献、その他資料を引用した場合は、その出典を明記しなければならない。
- (5) 本業務における成果品の提出は、次の（ア）～（オ）に掲げるとおりとする。なお、受託者は、作成に当たり編集方法など詳細についてあらかじめ本市と協議すること。

（ア）相模原市地域水道ビジョン（本編・概要版）	各 3 部
（イ）会議録（会議録要旨含む）	各 1 部
（ウ）その他関係図書	1 部
（エ）成果品提出一覧表	1 部
（オ）電子納品	1 式

（ア）～（オ）に掲げるものを PDF および作成された形式（Microsoft-Word 形式、Microsoft-Excel 形式、Microsoft-PowerPoint 形式等）のまま記録媒体に納めて提出すること。

本編・概要版等で作成したイラストや表・グラフの Microsoft-Excel 形式等の各種データは、算出式や算出根拠を明確にし、本市が修正や年度ごとの進捗管理が可能な様式で提出すること。

- (6) 本業務に係るデータ等の成果品の帰属は、本業務のデータ等の引き渡しをもって、受託者から本市に移転するものとする。ただし、プログラム等に関するものは除くものとする。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市と受託者との間で協議のうえ処理するものとする。